

# 認定候補者を募集します 飛驒高山の名匠

市では、飛驒の匠の心と優れた技術の継承を支援するため、産業の活性化や後継者育成などに取り組む技能者を「飛驒高山の名匠」として認定しています。

令和2年度認定候補者を募集しますので、ぜひご応募ください。なお、認定制度の詳細については、市HPをご覧ください。



昨年度の認定証交付式の様子

## 認定基準の概要

- 商工分野や農林畜水産分野の職種において、特に優れた技術水準を有する方
- 10年以上継続して認定職種に従事して、その職種で生計を立てている方
- 同業者で組織する組合などの団体があつる場合は、その団体に加入している方
- 後継者の指導育成の業界の発展に寄与する活動を行っている方
- 市内在住または在勤の方で、今年4月1日現在で40歳以上の方
- 市税の滞納のない方 ほか

## 申請方法

市役所各窓口や市HPにある申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて11月13日(金)までに各窓口へ提出

▽商工分野：商工課(本庁2階)

▽農林畜水産分野：農務課、林務課、畜産課

## 課(いずれも本庁6階)

### その他

- ① 申請にあつては、次のいずれかの団体などから推薦を受けることが必要になります。
  - 。認定対象者(事業所)が所属する組合などの団体
  - 。所属団体がいない場合は、同業種や関連業種の事業所代表
- ② 飛驒高山の名匠に認定された方は、学校などで開講する教室などでの指導や市が主催する講演会にご協力いただきます。

### 問合せ

商工課 ☎35-3144  
 農務課 ☎35-3141  
 林務課 ☎35-3143  
 畜産課 ☎35-3142  
 広報ID 1002814

## おむつまたはストマ用装具使用者(要介護高齢者および障がい者世帯、子育て世帯)のみなさんへ 無料可燃ごみ処理券を追加配付

高齢者や障がい者の介護や、子どもの養育のため紙おむつを使用している世帯・ストマ用装具を使用している世帯に「可燃ごみ処理券」を追加配付しています。希望される方は窓口で手続きをしてください。

支援区分 内容	高齢者	障がい者		子ども
対象世帯	紙おむつを常時使用している高齢者がいる世帯	紙おむつを使用している65歳未満の障がい者がいる世帯	ストマ用装具を使用している方がいる世帯	紙おむつを使用している子どもがいる世帯
配付条件	年度初めに配付された一般家庭用の可燃ごみ処理券を使いきっていること			
追加配付回数 ※紙おむつ使用者1人につき	年間2回を限度 ※2回目の追加配付には、1回目の追加配付のごみ処理券を使いきっていることが条件			年間1回
配付数量	1回につき20枚(2シート) ※年間2回で40枚が限度			20枚(2シート)
必要書類	申請書(※おむつを使用していることの証明が必要)		申請書、身体障害者手帳	申請書
※申請書は下記の窓口にあります				
手続き	申請書におむつを使用していることの証明(民生児童委員、ケアマネジャーまたは、地域包括支援センター職員の署名・押印)のほか、必要事項を記入のうえ提出	申請書におむつを使用していることの証明(市職員、関係機関の署名・押印)のほか、必要事項を記入のうえ提出	申請書に必要事項を記入のうえ、身体障害者手帳を提示して提出	申請書に必要事項を記入のうえ提出
窓口	高年介護課 ☎57-5200	福祉課 ☎35-3356		子育て支援課 ☎35-3140
※各支所地域振興課でも申請できます				